

4介第 477 号
令和 4 年（2022 年）7 月 29 日

社会福祉施設の長 様

長野県健康福祉部長

施設関係者に新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された場合の保健所
への報告について（依頼）

日頃は、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項に基づく医師の届出について、令和 4 年 6 月 30 日付け厚生労働省通知により様式が変更され、陽性者の職業や感染経路が削除されました。

この結果、陽性者が施設の利用者または従事者であるか否かが把握できなくなります。

つきましては、これまでと同様、施設における発生状況を迅速に把握するため、貴施設の利用者、従事者に新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された場合には、直ちに、下記のとおり保健福祉事務所福祉課へ報告するようお願いいたします。

記

【報告が必要な場合】

各施設において利用者または従事者で、新型コロナウイルス感染症陽性者が 1 人以上確認された場合

担 当	健康福祉部 介護支援課
(課長) 油井 法典	(担当) 川村亜由美
電 話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 1 3
ファックシミリ	0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 4
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp